

パブリックコメント実施要項

「八千代市行政手続条例の一部改正（案）」へのご意見をお寄せください。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号）において、同法の聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、八千代市行政手続条例においても同様に手続を行うため条例の一部を改正することとし、その案を作成しました。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、八千代市行政手続条例の一部改正（案）に対する意見募集を実施いたしますので、皆様のご意見をお聞かせください。

1 案件の名称 八千代市行政手続条例の一部改正（案）

2 提出方法 原則として書面又は市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「八千代市行政手続条例の一部改正（案）」と表題を明記のうえ、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者及び所在地）を必ず記入してください。なお、ご意見は日本語で提出するようお願いいたします。

3 提出者区分 (1)市内に住所を有する方
(2)市内に事務所・事業所を有する方
(3)市内に通勤・通学している方
(4)本件に利害関係のある方

4 提出期間 令和8年2月17日（火曜日）から令和8年3月18日（水曜日）まで（必着）

5 提出先 (1)持参 八千代市役所 法務課（平日・午前8時30分～午後5時）
(2)郵送 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 法務課宛て
(3)ファクス 047-484-8824
(4)ちば電子申請サービス

6 提出された意見の取扱い

提出されたご意見を十分に考慮したうえで、条例案を作成します。

また、いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表するとともに、案の修正を行った場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。なお、いただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

7 問合せ先 八千代市総務部法務課 電話 047-483-1151（内線2325）